

船舶事故調査報告書

令和2年2月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 佐藤 雄 二（部会長）
 委 員 田 村 兼 吉
 委 員 岡 本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	平成31年1月17日 22時00分ごろ
発生場所	銚子港西方沖 銚子港東防波堤川口灯台から真方位293° 2.1海里（M）付近 （概位 北緯35° 46.0′ 東経140° 49.2′）
事故の概要	プレジャーボート（船名不詳）は、磯波の発生海域において釣りを 行っていたところ、磯波を受けて転覆した。 プレジャーボート（船名不詳）は、乗船者1人が死亡した。
事故調査の経過	平成31年2月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜 事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート（船名不詳）、不詳 不詳、不詳 不詳、FRP ガソリン機関（船外機）、不詳、不詳
乗組員等に関する情報	乗船者A 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年7月20日 免許証交付日 平成29年6月26日 （令和3年1月22日まで有効） 乗船者B（ベトナム社会主義共和国籍） 男性 26歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（乗船者B）
損傷	不明
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好、気温 約8℃ 海象：波向 西、波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期、水温 約16℃ 茨城県神栖市には、平成31年1月17日16時15分に強風注意 報、波浪注意報及び低温注意報が発表され、本事故発生時も継続中 であった。
事故の経過	本船は、乗船者A及び乗船者Bが乗船し、すずき及び伊勢えび釣りを 行う目的で、平成31年1月17日19時00分ごろ銚子港に接続

	<p>する利根川の河口から約1.1km上流の右岸の係留場所（千葉県銚子市）を出発し、沖から寄せる波浪を避け、銚子港港内を移動しながら釣りを行っていた。</p> <p>本船は、22時00分ごろ、銚子港を出て神栖市所在の豊ヶ浜沖の磯波の発生海域に至り、磯波を左舷に受け、流入した海水が右舷船尾に滞留して右舷側に傾斜していたところ、再度磯波を左舷に受けて右舷側に転覆し、乗船者A及び乗船者Bが海中に投げ出された。</p> <p>乗船者Aは、乗船者Bと共に海面上に出ていた本船の船底にはい上がったところ、磯波を受けて再び落水し、乗船者Bの姿を見失った。</p> <p>乗船者Aは、豊ヶ浜に泳ぎ着いたのち、豊ヶ浜近くのコンビニエンスストアまで歩いて行き、同ストアの店員が、ずぶ濡れになった乗船者Aを見て、18日00時03分ごろ消防指令センターに通報して救急車を要請した。</p> <p>乗船者Aは、00時11分駆け付けた救急車の救急隊員に乗船者Bが同乗していた旨を説明し、00時22分ごろ消防指令センターが海上保安庁に事故の発生を通報した。</p> <p>乗船者Aは、救急車により病院に搬送され、1日入院した。</p> <p>乗船者Bは、02時17分、乗船者Bの捜索に当たっていた消防隊により、豊ヶ浜に打ち上げられた本船近くで仰向けに倒れているところを発見され、02時33分、同消防隊から観察を引き継いだ救急隊により、その場で社会死の状態と判定された。</p> <p>乗船者Bの死因は、溺水の疑いであった。</p> <p>本船は、陸揚げされた後、解体された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船舶所有者及び船舶検査証書等の所在が不明であるので、船舶番号、総トン数等が不明である。</p> <p>本船は、乗船者Aが「本事故発生当時の船長及び操縦者は乗船者Bであった。」と口述しているものの、乗船者Bが本事故により死亡しているため、確認できず、本事故発生時の船長及び操縦者が不明である。</p> <p>乗船者Bは、留学の目的で日本の在留資格を得て平成26年に入国し、専門学校で学んでいたが、平成28年7月22日までの在留期間を過ぎた後も滞在を続け、銚子市に住民登録の手続きを行わない状態で居住していた。</p> <p>乗船者Bの死亡診断書（死体検案書）を入手することができなかった。</p> <p>「海図W57 犬吠埼付近」及び「プレジャーボート・小型船舶用港湾案内本州北岸・東岸H-806」には、豊ヶ浜の陸岸から約100m～約200m沖合の海域に磯波の発生を示す記号が記載されている。</p>

	<p>乗船者Aは、銚子港港内の釣りの経験が約30年あり、豊ヶ浜沖合に磯波が発生することを知っていた。</p> <p>乗船者Aは、本事故発生時、神栖市に強風注意報、波浪注意報及び低温注意報が発表されていたことを知らなかった。</p> <p>乗船者A及び乗船者Bは、本事故発生時、ジャージの上下、ビニール製のジャンパー及び長靴を着用し、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>乗船者Aは、乗船者Bが、救命胴衣を着用していれば、死亡に至ることはなかったと本事故後に思った。</p> <p>本船は、解体された後、廃船手続きを行った者がいない。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>あり</p> <p>本船は、強風注意報及び波浪注意報が発表されている状況下、銚子港西方沖の磯波の発生する海域において、釣りを行っていたことから、波高約1.5mの磯波を受けて転覆したものと考えられる。</p> <p>乗船者Bの死因は、溺水の疑いであった。</p> <p>乗船者Bは、本船が転覆した際に海中に投げ出された後、転覆した本船の船底にはい上がったものの、再度落水して溺死した可能性があると考えられるが、乗船者Bが本事故で死亡したことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、強風注意報及び波浪注意報が発表されている状況下、銚子港西方沖の磯波の発生海域において、本船が、釣りを行っていたため、波高約1.5mの磯波を受けて転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の乗船者は、強風及び波浪注意報が発令されている状況下、磯波の発生する海域において釣りを行わないこと。 ・ 小型船舶の乗船者は、救命胴衣を必ず着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

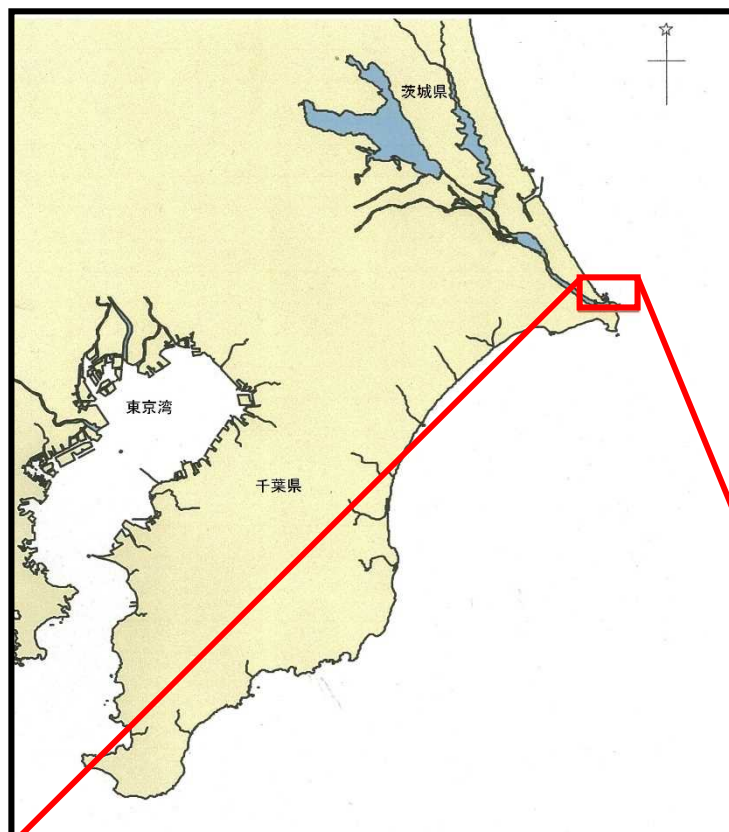


写真1 本船

